島根県立特別支援学校高等部における１人１台端末の調達に係るプロポーザル公募要領

島根県教育庁特別支援教育課

１．趣旨

島根県教育委員会（以下「県教委」という。）は、島根県立特別支援学校高等部（以下「高等部」という。）において、県教委が指定する端末を生徒（保護者）の費用負担によって生徒が所持する形で生徒１人１台端末を導入している。

このことを踏まえ、県教委が端末販売業者（以下「販売業者」という。）及び販売価格を決定の上、生徒（保護者）に対して販売業者を斡旋することにより、統一端末導入による学校における管理負担の軽減を図る必要がある。

また、購入した端末を入学生が速やかに教育活動等で円滑に活用できるよう学校への納入、端末管理に使用する MDM の導入や MDM のライセンス料や運用に係る保守業務等は県費負担にて行うものとする。

ついては、本調達を行うにあたって、プロポーザル方式により、本調達に対する意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

２．島根県立特別支援学校における学習者用端末の調達の概要

⑴　目的

県教委が指定する端末本体を生徒（保護者）の費用負担によって生徒が所持する形で生徒１人１台端末を導入することで、ＩＣＴを組み合わせた質の高い教育を実施することを図る。

⑵　納入期限

令和９年４月 30 日(金)

⑶　実施学年

令和９年度高等部入学生

⑷　想定調達数量

200 台

ただし、数量は予定であり、増減することがある。仮に購入台数が減った場合であっても減った台数を県教委が補償して購入するものではない。

３．参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

⑴　法人であること。

⑵　過去３ヶ年（令和５～令和７年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体発注のＰＣ端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。

⑶　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑷　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に該当すると認められる事実があった後、２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
⑸　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑹　最近１事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑺　島根県内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
⑻　島根県内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
⑼　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
⑽　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
⑾　業務について十分な遂行能力を有すること。
⑿　業務終了までの間、島根県教育庁特別支援教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

４．公募に関するスケジュール等

⑴　プロポーザル参加表明書等の提出

①　提出期限

令和８年 12 月 11 日(金)17：00 必着

②　提出方法

「プロポーザル参加表明書（様式１）」及び以下の添付書類について、各１部郵送又は持参により提出すること。

ア　登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写しでも可）

イ　会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

ウ　過去３ヶ年（令和５～令和７年度）の類似業務（国・地方公共団体発注のＰＣ端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等）の実績を証する資料（契約書の写し、事業概要等）

エ　島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書(発行後３ヶ月以内のもの、写しでも可)

オ　島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本社が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後３ヶ月以内のもの、写しでも可)

カ　税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後３ヶ月以内のもの、写しでも可)

※　持参の場合の受付時間は、９：00 から 17：00（土・日・祝日は除く）までとする。また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するよう対応すること。

③　参加資格確認結果通知

令和８年 12 月 16 日(水)を予定

⑵　業務内容に関する質問と回答

①　　提出期限

令和８年 12 月４日(金)17：00 必着

② 質問方法

「質問書（様式２）」を原則メールにより Excel ファイル形式により提出すること。これによりがたい場合は、県教委へ事前に相談すること。

③ 回答方法

回答は島根県ホームページ上に公開する形で回答する。

④ 回答予定

令和８年 12 月８日(火)

⑶ 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和８年 12 月 21 日(月)17：00 必着

② 提出方法

「企画提案書」、「見積書」及び補足資料を正本１部、副本５部、郵送又は持参により提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は、９：00 から 17：00（土・日・祝日は除く）までとする。また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するよう対応すること。

※ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料を１部提出すること。

⑷ 選定方法

① 審査会の実施

島根県立特別支援学校高等部令和９年度入学生の１人１台端末整備に係る審査会（以下「審査会」という。）において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

② 審査基準

事前に定めた評価基準に基づき、各評価項目に評価点を付け、評価点を合計する方法により得点を算出し、最も高い得点を獲得した提案先を契約予定者とする。

③ 選考結果（最優秀提案者）の通知

令和８年 12 月 25 日(金)までに通知予定

※ 審査会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

※ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

⑸ 審査会の延期・中止

審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を連絡する。また、審査会を中止する場合は中止理由を連絡して提出書類を返送する。

５．企画提案書の作成

⑴ 提案内容

本公募要領及び「調達仕様書」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。記載内容は自由だが、次の①～⑥の内容についての提案は、必ず行うこととする。

① 業務実施体制と業務遂行能力

・ 本調達実施に係る実施体制を具体的に示すこと。

・ 併せて、過去３ヶ年（令和５～令和７年度）の類似業務（国・地方公共団体発注のＰＣ端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等）の実績に係る内容（実施年度、事業名、事業

概要、契約額、発注者）を示すこと。（複数の実績がある場合には、より大規模な調達案件の実績を示すこと）

② 調達スケジュール

・ 本調達実施に係る全体スケジュールを示すこと。

③ 調達するハード機器等

・ 調達するハード機器等のパッケージを提案するとともに、端末については提案機種を選定した考え方を示すこと。

・ 調達するハード機器等のパッケージが調達仕様書の内容に合致していることを示すとともに、その根拠となるカタログ等の資料を補足資料として添付すること。

④ 端末保証

・ 提案する端末保証の内容が調達仕様書に合致していることを示すこと。

・ 故障時の具体的な対応フローを示すこと。

⑤ 生徒（保護者）が機器を購入する仕組み（就学奨励費の支払いを含むことに留意）

・ 生徒（保護者）が「注文→納品→支払」までのプロセスを示すイメージ図等も併せて示すこと。

・ 「調達仕様書」に記載の 8 調達条件⑵を確認すること。

⑥ 機器等の納品に関すること

・ 端末の納品先である学校へ端末を納品する際には、学校の負担とならないような納品方法及び学校で生徒へ端末を配付する際に配付が容易になるような納品方法について提案すること。

（留意点）

・ 上記の各内容の提案について、必要に応じて補足資料を添付するなどして具体的な提案を行うこと。

・ その他、本調達の目的を達成するために有効だと思われる手法等があれば追加提案すること。その際、提案書に「追加提案」と明記すること。当該提案内容も評価の対象とする。

⑵ 見積書の作成

・ 各品目における費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。なお、見積は本調達に係る全ての業務を含み、消費税等も含めた１台あたりの単価として示すこと。

※ただし、本体価格と消費税等の内訳が分かるように計上すること

・ 「端末本体」と「導入に係る経費(MDM ライセンス料等を含む)」を分けて作成すること。

⑶ 作成方法

・ 企画提案書の様式は任意であるが、提案項目に漏れがないようにすること。

・ 用紙の大きさはＡ４版、左綴じとする。

・ 補足資料や見積書については、原本１部、副本 5 部を企画提案書にすべて綴じ込むこと。

⑷ 端末等１台あたりの予算額（上限額）

・ 113,069 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額には、企画提案書に基づく調達業務の全てを含む。

※ 端末本体の生徒（保護者）負担には就学奨励費※の支払いを前提とする。

（※就学奨励費とは、特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、国と県が学用品費等を補助する制度。）

６．選定方法

⑴　プロポーザル参加者からの書類の提出を受け、別に定める審査会において選定を行う。

⑵　審査にあたっては、実施体制と業務遂行能力、業務実施スケジュール、調達するハード機器等、端末保証、購入プロセス、機器等の納品に関すること、１人あたりの機器等の提供価格などについて、審査基準に基づき審査する。

〔審査基準〕

NO	審査項目	評価の視点
①	実施体制と業務遂行能力	・　確実に業務が遂行できる実施体制及び人員配置であるか、過去の実績から業務遂行能力があるかどうか等
②	調達スケジュール	・　円滑かつ確実に実施できるスケジュールになっているか等
③	調達するハード機器等	・　機器仕様を満たし、３年間の使用に耐え得る機器を提案しているかどうか、端末選定の考え方が学校現場の実態に即しているかどうか等
④	端末保証	・　端末保証の範囲が仕様に合致しているかどうか、故障時の対応が簡便かどうか等
⑤	支払いプロセスへの理解	・　就学奨励費の支払は学校単位で、学期ごとに支払われる可能性が高いこと、端末本体への補助上限を超過した部分については生徒（保護者）から支払いを受ける必要があること等
⑥	機器等の納品に関すること	・　生徒（保護者）の購入確認後、納入期間内に速やかに納品できるかどうか等 ・　学校への納品の仕方及び教職員が端末を生徒に配付することの負担を考えた端末納品時の工夫が見られるかどうか等
⑦	１人あたりの機器等の提供価格	・　積算根拠の妥当性及び提供価格がより安価になっているかどうか等

⑶　審査結果については、全参加者に文書で通知する。

⑷　審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

⑸　その他

①　提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。

②　本公募要領に基づき提出された書類は返却しない。

７．協定書の締結及び導入経費等にかかる契約等

⑴　協定書の締結

本調達における端末本体は、個人負担による購入になるため、県教委が物品売買契約の当事者として契約を締結するわけではなく、端末等の販売に係る協定書の締結を行う。

審査会で選定された最優秀提案者を調達予定者とし、特別支援教育課と調達予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、見積書を徴し、協定内容及び協定単価を決定し、令和９年度の島根県立特別支援学校における学習者用端末の販売に係る協定書を締結する。

⑵　導入経費に係る契約の締結

導入経費に係る部分は公費により負担する。県教委と導入に係る一切及び 1 年間の保守に関し別途委託契約を締結する。その際には提案書を踏まえるものとする。

８．提出先及び問合せ先

島根県教育庁特別支援教育課　企画係　　担当：千原
〒690-8502　島根県松江市殿町１番地
TEL：0852-22-5420　FAX：0852-22-6231
メール：tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp